

完了検査の特例※¹を受けるためには

◆適切な工事写真の添付

◆完了検査申請書第四面の適切な記載 が必要です

※¹ 建築基準法第6条第1項第三号に掲げる建築物で、建築士が設計図書を作成し、建築士である工事監理者によって、設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、完了検査において、筋違や仕口金物の確認など検査の一部が省略できる特例があります。

ただし、この検査の特例を受けるためには、法第7条の5の規定より建築士である工事監理者の責任において、設計図書のとおり実施されたことが確認されたことが必要であるため、建築基準法施行規則第4条の15の規定より完了検査申請書第四面の工事監理の状況の報告等とともに、規則第4条（第4条の4の2において準用する場合を含む）の規定により、次の3つの工程の終了時における工事写真を添付する必要があります。

■工事写真の適切な撮影について(工事写真提出参考様式をご活用ください)

工 程	工 事 写 真 の 内 容
①基礎の配筋の工事終了時 (RC造の基礎の場合に限る)	☐ 基礎配筋後の全景 ☐ 底盤及び一般箇所(形状寸法・鉄筋径・本数・ピッチ、かぶり等)
②構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時	☐ 柱、筋かい、耐力壁の全景 ☐ 柱、梁及び桁の部材寸法、位置、仕口・継手の状況 ☐ 土台、床組、火打材、アンカーボルト等の部材寸法、取付状況 ☐ 筋かい・耐力壁の部材寸法、位置、仕口の状況
③屋根の小屋組の工事終了時	☐ 小屋組の全景 ☐ 小屋組の部材寸法、接合金物などの取付状況

◆写真撮影の留意事項◆

- ・ 工事名、撮影年月日、工程名及び撮影部位を表示した小黑板等並びにできる限り工事監理者の確認中の状況を入れて撮影してください。
- ・ 工事監理者自ら撮影を行った場合、又は写真、報告などにより確認を行った場合など工事監理者が写真に写っていない場合には、工事監理者の記名を行ってください。
- ・ 写真は、上記の工事写真の内容に応じてそれぞれ工程ごとに2～4枚程度撮影し、別添の工事写真提出参考様式を活用し、提出してください。

■完了検査申請書第四面(工事監理の状況)の適切な記載について

各工事項目の監理内容がわかるように、また、照合方法では照合した日付を記載するなど、記載例にならい、なるべく詳細に、具体的に工事監理の状況を記載してください。

◆適正な工事監理を実施するために◆

以下の資料等を参考に、適正な工事監理に努めてください。

- ・ 工事監理ガイドライン（平成21年9月1日 国土交通省 策定）

URL https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000019.html

- ・ 建築構造審査・検査要領 -実務編 検査マニュアル- 2012年版（日本建築行政会議 編集）
一般財団法人 建築行政情報センターにて取り扱っています。

注）写真の添付がない場合や、完了検査申請書第四面（工事監理の状況）の記載が不十分などで、工事監理者の責任において設計図書のとおり実施されたことが確認されていないと判断した場合については、検査において特例が適用されないため、建築基準法関係規定に適合することを確認するために必要な全ての設計図書の提出に加えて、工事に係る書類等※²の検査を受けていただく必要があります。

※² 工事に係る書類等の検査とは、鉄筋・木材・仕口金物等の品質証明、コンクリートの強度試験結果報告書、防火設備の認定証、設備機器の性能表 等があります。